

1. 件名：中国電力株式会社による島根原子力発電所1号炉及び2号炉において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る認可申請に関する面談（2）

2. 日時：令和2年8月3日（月）14時00分～15時25分

3. 場所：原子力規制庁 10階北会議室（音声通話により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

金岡上席安全審査官、鈴木安全審査専門職、古田安全審査専門職

長官官房 技術基盤グループ 核燃料廃棄物研究部門

酒井主任技術研究調査官、吉居技術研究調査官、川崎技術参与

中国電力株式会社

電源事業本部 放射線安全グループ マネージャー、他4名

5. 要旨：

中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）に対して、令和2年6月26日に開催した第3回クリアランスに関する審査会合における原子力規制庁からの指摘事項について、以下のとおり面談を実施した。

(1) 中国電力から、当該指摘事項の一部について、提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下について指摘を行った。

- ・放射化汚染の評価について、同汚染の有無の判断方法の妥当性が確認できないため、よく検討した上で判断方法の妥当性を説明すること。
- ・二次的な汚染の評価について、採用したモデル、計算式及びパラメータの妥当性並びに放射性物質の種類が幅広く選定されることが確認できないため、それらの根拠を説明すること。
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴うフォールアウトの影響の有無の判断にあたっての、具体的な測定方法及び評価方法を記載すること。

(3) 中国電力から、今回の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他：

中国電力からの提出資料

- ・島根原子力発電所1号炉及び2号炉において用いた資材に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価方法の認可申請書に対するコメントリスト

- ・ 評価に用いる放射性物質の種類について（コメント回答）
- ・ 放射化汚染の影響について（コメント回答）
- ・ 申請対象物の形状・サイズについて（コメント回答）
- ・ 島根原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉において用いた資材に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価方法について
  - 審査基準 3.1 評価に用いる放射性物質の選定
  - 審査基準 3.2 評価単位
- ・ 放射化汚染の評価について

以上